

平成三十一年国土交通省令第十二号

国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則  
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律  
（平成三十年法律第六十一号）の規定に基づき、  
及び同法を実施するため、国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条～第四条）
第二章 有害物質一覧表の確認（第五条～第六条）
第三章 有害物質一覧表の確認の申請手続（第七条～第八条）
第四章 特定船舶の再資源化解体の実施（第九条～第十一条）
第五章 有害物質一覧表確認証書（第十二条～第十四条）
第六章 船級協会等（第十五条～第十八条）
第七章 雑則（第十九条～第四十条）
附則（用語）

く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百二十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）の長（以下「運輸支局長等」という。）をいう。

2 この省令において「船舶所在地官庁」とは、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長等（船舶が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長）をいう。

3 この省令において「所有者所在地官庁」とは、船舶の所有者の所在地を管轄する地方運輸局長等（船舶の所有者が本邦外にある場合には関東運輸局長）をいう。

4 前各項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途）

第二条 法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶とする。

（外国船舶の総トン数）

第三条 法第二条第二項第四号の国土交通省令で定める総トン数は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。

一 日本船舶以外の船舶であつて、我が国が締結した国際協定等によりその受有するトン数

二 行う再資源化解体の承認（第二十一条・第二十九条）

八条・第二十九条）

第五章 再資源化解体準備証書（第三十条～第三十八条）

第六章 船級協会等（第三十九条～第四十三条）

第一節 船級協会（第三十九条～第四十三条）

第二節 旅費の額の計算に関し必要な細目（第四十四条）

第七章 雑則（第四十五条～第四十八条）

附則

（航海の態様が特殊な船舶）

第四条 法第二条第四項の航海の態様が特殊なものとして国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 海上保安庁の使用する船舶

二 漁業の取締りにのみ從事する船舶

（有害物質一覧表）

第二章 有害物質一覧表の確認

第一節 通則

（有害物質一覧表の確認の申請手続）

（有害物質一覧表確認証書）

（有害物質一覧表の確認の申請）

（法第三条第一項の確認を申請した者は、当該申請に係る船舶が船舶所在地官庁の管轄する区域外に移転した場合は、当該申請をした船舶所在地官庁に有害物質一覧表確認引継ぎ申請書（第二号様式）を提出しなければならない。）

（法第三条第一項の確認を受けようとする者は、有害物質一覧表確認申請書（第三号様式）を船舶所在地官庁に提出しなければならない。）

（添付書類）

第八条 前条の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第三条第一項の確認（同項第一号に掲げる場合に係るものに限る。以下「初回確認」という。）を受ける場合は、次の書類

イ 有害物質一覧表

ロ 材料宣言書（第四号様式）

ハ 供給者適合宣言書（第五号様式）

一般配置図

ホ 機関室配置図

二 法第三条第一項の確認（同項第二号に掲げる場合に係るものに限る。以下「臨時確認」という。）又は更新確認を受ける場合は、次の書類

イ 有害物質一覧表確認証書

ロ 有害物質一覧表

ハ 有害物質の種類又は量を変更した場合にあつては、前号ロからホまでに掲げる書類

（添付書類）

（有害物質一覧表確認証書）

（法第三十条第二項の船級協会）

第十二条 法第三十条第二項の船級協会（以下この条、第十三条、第十五条、第二十条、第四十一条及び第四十二条において単に「船級協会」という。）が有害物質一覧表についての確認を行ひ、かつ、船級の登録をした船舶（以下「確認対象船級船」という。）に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けようとする者は、有害物質一覧表確認証書交付申請書（第七号様式）を船舶所在地官庁に提出しなければならない。

第十三条 有害物質一覧表確認証書交付申請書には、次に掲げる書類（初めて有害物質一覧表確認証書の交付を受ける場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる書類）を添付しなければならない。

一 有害物質一覧表確認証書

二 船級協会の有害物質一覧表の確認に関する事項を記録した書類

三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

（有害物質一覧表確認証書の有効期間）

第十三条 有害物質一覧表確認証書の有効期間は、交付の日から、初回確認（確認対象船級船

必要な書類の添付を求め、又は前項に規定する書類の一部についてその添付の省略を認めることができる。

（臨時確認）

第九条 法第三条第一項第二号の国土交通省令で定める改造又は修理は、船舶設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十九条（昭和三十八年運輸省令第三十九号）第十五条第一項に規定する改造又は修理であつて、有害物質一覧表に記載した有害物質の種類又は量の変更を伴うものとする。

第十条 更新確認は、有害物質一覧表確認証書の有効期間の満了前に受けることができる。

（有害物質一覧表確認証書）

第十三条 有害物質一覧表確認証書は、第六号様式によるものとする。

（有害物質一覧表確認証書の交付申請）

第十四条 法第三十条第二項の船級協会（以下この条、第十三条、第十五条、第二十条、第四十一条及び第四十二条において単に「船級協会」という。）が有害物質一覧表についての確認を行ひ、かつ、船級の登録をした船舶（以下「確認対象船級船」という。）に係る有害物質一覧表確認証書の交付を受けようとする者は、有害物質一覧表確認証書交付申請書（第七号様式）を船舶所在地官庁に提出しなければならない。

第十五条 有害物質一覧表確認証書交付申請書には、次に掲げる書類（初めて有害物質一覧表確認証書の交付を受ける場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる書類）を添付しなければならない。

一 有害物質一覧表確認証書

二 船級協会の有害物質一覧表の確認に関する事項を記録した書類

三 船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書





二 登録を受けようとする者が確認を行おうとする事業所の名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録を受けようとする者が確認の業務を開始しようとする年月日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人については、これらに準ずるもの）

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあっては、これに準ずるもの）及び履歴書

三 確認に用いるスペクトル分析器、放射線測定器その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別を記載した書類

四 確認を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

五 確認を行う者が、法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第二号に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十七第一項第三号及び第一項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類（帳簿の記載等）

第七十条 法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 船名

二 船舶番号

三 船舶所有者の氏名又は名称及び住所

四 確認を行った年月日及び場所

五 確認を行った事業所の名称

六 確認の結果

八 その他確認の実施状況に関する事項

法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九の帳簿は、確認の業務を行う事務所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(報告書の提出等)

**第四十一条** 船級協会は、法第三十条第二項の規定による確認を行つた場合は、速やかに、同項の規定による確認に関する報告書を船舶所在地官庁に提出しなければならない。

前項の報告書には、前条第一項第一号から第七号までに掲げる事項を記載しなければならぬ。

船舶所在地官庁は、第一項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるとときは、船級協会に対し、法第三十条第二項の規定による確認の申請者から提出された図面その他の必要な書類の提出を求めることができる。

国土交通大臣は、船級協会の行った法第三十条第二項の規定による確認が適当でないと認められる場合は、再度の同項の規定による確認を求めることができる。

(準用)

**第四十二条** 船舶安全法施行規則第三章の二第一節(第四十七条、第四十七条の三、第四十七条の八、第四十七条の十一及び第四十七条の十二を除く。)の規定は、法第三十条第一項の規定による登録、船級協会及び船級協会がする同令第二項の確認について準用する。この場合において、同令第四十七条の二の見出し中「登録検定機関登録簿」とあるのは「船級協会登録簿」と、同令第四十七条の二第二号及び第四十七条の七(見出しを除く。)中「検定業務」とあるのは「確認業務」とあるのは「確認業務」と、同令第四十七条の六(見出しを含む。)及び第四十七条の七の見出し中「検定業務規程」とあるのは「確認業務規程」と、同令第四十七条の七第三号中「検定合格証明書」と、同令第五条第五号中「検定員」とあるのは「確認員」と読み得るものとする。

**第四十三条** 第三十九条から第四十二条までの規定は法第三十一条第一項の規定による登録、船級協会及び船級協会がする同条第二項の承認等について準用する。この場合において、第三十九条の見出し中「有害物質一覧表の確認」とあるのは「特定日本船舶の譲渡し等の承認等」と、同条及び第四十条中「法第三十条第三項」とあるのは「法第三十一条第三項において準用する法第三十条第三項」と、第四十一条第一項及び第三項中「船舶所在地官庁」とあるのは「所有者所在地官庁」と、第四十二条中「確認

第二節 旅費の額の計算に関する規定	
(准用)	細目
第四十四条	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令（平成三十一年政令第十一号）第四条において準用する船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第四条の規定による旅費の額の計算に關し必要な細目については、船舶安全法施行規則第三章の二第六節の規定を準用する。
第七章	雜則
(報告の徴収)	(立入検査の身分証明書)
第四十五条	日本船舶又は監督対象外国船舶の船舶所有者は又は船長は、これらの船舶に係る有害物質等情報又はこれら船舶の状態若しくは譲渡し等に關し法第三十四条第一項の規定による報告を認められたときは、直ちに、これに關する報告をしなければならない。
2	法第三十四条第三項の職員の身分を示す証明書は、第二十号様式によるものとする。 (手数料)
第四十七条	法第三条第一項の確認（法第八条の当該確認に相当する確認を含む。以下この条において同じ。）を受けようとする者は、別表第一に定める額（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十九号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して確認の申請をする場合にあっては、別表第二に定める額）の手数料を納付しなければならない。
2	外国において法第三条第一項の確認を受ける場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円（初回確認を受ける場合は、四十八万五千二百円）を加算した額とする。

3 承認等（法第二十七条第一項の当該承認等に相当する承認又は確認を含む。以下この条において同じ。）を受けようとする者は、別表第三条に定める額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認等の申請をする場合にあっては、別表第四に定める額）の手数料を納付しなければならない。ただし、当該承認等を法第三条第一項の確認（同項第一号に掲げる場合に係るもの）と同時に受ける場合の手数料の額は、別表第五に定める手数料の額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して承認等の申請をする場合にあっては、別表第六に定める手数料の額）とする。

4 外国において承認等を受ける場合における手数料の額は、前項の規定にかかるらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

5 有害物質一覧表確認証書の再交付若しくは書換え、再資源化解体準備証書の再交付若しくは書換えを受けようとする者又は確認対象船級船に係る有害物質一覧表確認証書の交付若しくは承認等対象船級船に係る再資源化解体準備証書の交付を受けようとする者は、別表第七に定める額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付、再交付又は書換えの申請をする場合にあっては、別表第八に定める額）の手数料を納付しなければならない。

6 前各項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第二十一条第一項式）に貼つて納付しなければならない。  
(権限の委任)

第四十八条 法第三条第一項、法第四条第一項及び第二項並びに法第八条に規定する国土交通大臣の権限は船舶所在地官庁が、法第二十条第一項、第二項及び第四项、法第二十二条第一項（法第二十五条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第二項（法第二十五条第一項において準用する場合を含む。）、法第二十五条第一項、第三项、第四项及び第六项並びに法第二十七条规定する国土交通大臣の権限は所有者所在地官庁が行う。

2 法第三十二条、法第三十三条並びに法第三十四条第一項及び第三項に規定する国土交通大臣

の権限は、船舶所在地官庁も行うことができ  
る。

3  
の権限は、船舶所有者、船長、造船事業者、船舶に設置される設備の製造事業者その他の船舶の再資源化解体と密接な関連を有する者（再資源化解体事業者を除く。）の所在地を管轄する地方運輸局長等も行うことができる。

附則抄

**第一 案** この省令は、法の施行の日から施行す。

る。ただし、附則第二条から第十条までの規定、附則第十二条の規定、附則第十四条中国国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第二号）附則第八条の次に一条を加える改正規定及び附則第十五条中地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）附則第三条の次に十一条を加える改正規定は、法附則第一条第二号の政令で定める日（平成三十一年四月一日）から施行する。

第六条から第十三条まで及び第十六条から第二十条までの規定は法附則第五条第一項の相当確認及び同条第二項の相当証書について準用する。この場合において、第六条中「有害物質一覧表確認引継申請書」とあるのは「相当確認申請書」と認定し、「法第三条第一項」と同項第一号及び第十三条第二項第二号中「有害物質一覧表の確認」とあるのは「相当確認」と、第七条中「有害物質一覧表確認申請書」とあるのは「相当確認申請書」と、第八条第一項中「同項」とあるのは「法第三条第一項」と、同項第一号及び第十三条中「初回確認」とあるのは「相当初回確認」と、第八条第一項第二号、第九条(見出しを含む)及び第二十条中「臨時確認」とあるのは「相当臨時確認」と、第八条第一項第二号中「更新確認」とあるのは「相当確認(同項第三号に掲げる場合に係るものに限る。以下「相当更新確認」という。)」と、第九条第二項及び第十三条(見出しを含む。)中「更新確認」とあるのは「相当更新確認」と、第十一项中「法第四条第一項」とあるのは「法附則第五条第二項」と、第十二条第一項中「法第三十条第二項の船級協会(以下この条、第十三条、第十六条、第二十条、第四十一条及び第四十二条において単

**第三条** (相当証書の有効期間の延長)  
相当証書の有効期間が満了するまでの間に  
において次に掲げる事由により相当更新確認等  
を受けることができなかつた船舶については、  
船舶所在地官庁は、その有効期間を延長するこ  
とができる。

2 第十五条第二項から第五項までの規定は、前項の相当証書の有効期間について準用する。この場合において、同条第二項中「法第四条第五項」とあるのは「前項」と、同項から同条第四項までの規定中「確認対象船級船」とあるのは「相当確認対象船級船」と、同条第二項第一号及び第四項中「船級協会」とあるのは「相当確認船級協会」と、同条第三項中「第八条第一項」とあるのは「附則第二条の規定により準用

**第四条** 相当更新確認等の結果法附則第五条第二項の規定による相当証書の交付を受けることができる船舶であつて、当該相当更新確認等を外國において受けた場合その他地理的条件、交事情その他の事情により、従前の相当証書の有効期間が満了するまでの間に於いて当該相当更新確認等に係る相当証書の交付を速やかに受け取ることができなかつたものについては、従前の相当証書の有効期間は、附則第二条において準用する第十三条の規定にかかわらず、当該相当更新確認等に係る相当証書が交付される日又は從前の相当証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日<sup>1</sup>のいずれか早い日までの間とする。

2 第十四条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による相当証書の有効期間の延長について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「船舶所在地官庁又は日本の領事官」とあるのは「船舶所在地官庁」と、同条第四項及び第五項中「有害物質一覧表確認証書有効期間延長申請書」とあるのは「相当証書有効期間延長申請書」と、第八号様式中「有害物質一覧表確認証書有効期間延長申請書」とあるのは「相当証書有効期間延長申請書」と、「第一四条第4項」とあるのは「附則第3条第2項において準用する第14条第4項」と読み替えるものとする。

3  
二百円)を加算した額とする。  
前各項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書(第二十二号様式)に貼つて納付しなければならない。(相当確認に係る船級協会の登録の申請等)  
**第十七条** 第三十九条から第四十二条まで及び第十四条の規定は法附則第六条第一項の規定による登録、相当確認船級協会及び相当確認船級協会が行う同条第二項の相当確認について準用する。この場合において、第三十九条の見出し中の「有害物質一覧表の確認」とあるのは「相当確認」と、同条及び第四十条中「法第三十条第三項」とあるのは「法附則第六条第三項において準用する法第三十条第三項」と、第四十二条中「船級協会登録簿」とあるのは「相当確認船級協会登録簿」と、「確認業務」とあるのは「相当確認業務」と、「確認業務規程」とあるのは「相当確認業務規程」と、「確認証明書」とあるのは「相当確認証明書」と、第四十四条中「第四条に」とあるのは「附則第三条に」と読み替えるものとする。

質の種類又は量の変更を伴うものを行つたこととする。  
**第六条** 法附則第五条第六項の国土交通省令で定める額は、附則別表第一に定める額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して相当確認又は相当証書の交付、再交付若しくは書換えの申請をする場合にあっては、附則別表第二に定める額）とする。

第二項中「確認対象船級船」とあるのは「相当確認対象船級船」と、第十二条中「有害物質一

において、外国の港から本邦の港又は相当更新確認等を受ける予定の外国の他の港に向かう。

する第八条第一項」と、同項及び同条第四項中「法第四条第五項」とあるのは「第一項」と、同じ第二項では「二行罫」につづく

3  
二百円)を加算した額とする。  
前各項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書(第二十二号様式)に貼つて納付しなければならない。(相当確認に係る船級協会の登録の申請等)  
**第十七条** 第三十九条から第四十二条まで及び第十四条の規定は法附則第六条第一項の規定による登録、相当確認船級協会及び相当確認船級協会が行う同条第二項の相当確認について準用する。この場合において、第三十九条の見出し中の「有害物質一覧表の確認」とあるのは「相当確認」と、同条及び第四十条中「法第三十条第三項」とあるのは「法附則第六条第三項において準用する法第三十条第三項」と、第四十二条中「船級協会登録簿」とあるのは「相当確認船級協会登録簿」と、「確認業務」とあるのは「相当確認業務」と、「確認業務規程」とあるのは「相当確認業務規程」と、「確認証明書」とあるのは「相当確認証明書」と、第四十四条中「第四条に」とあるのは「附則第三条に」と読み替えるものとする。



承認等		別表第六 (第四十七条関係)		別表第五 (第四十七条関係)		別表第四 (第四十七条関係)		別表第三 (第四十七条関係)		別表第八 (第四十七条関係)		別表第七 (第四十七条関係)	
確認	法第二十七条の承認又は確認	承認等											
金額 (円)	総 (トン) 数	金額 (円)	総 (トン) 数	金額 (円)	総 (トン) 数	金額 (円)	総 (トン) 数	金額 (円)	総 (トン) 数	金額 (円)	総 (トン) 数	金額 (円)	総 (トン) 数
400,1	5,000	400,0	5,000	400,0	5,000	400,0	5,000	400,0	5,000	400,0	5,000	400,0	5,000
605,00	5,000	602,00	5,000	602,00	5,000	601,00	5,000	601,00	5,000	601,00	5,000	601,00	5,000

第一号様式（第五条関係）

販売者又は所有者名 Inventory Distributor or Owner Name	
販売者又は所有者番号 Inventory distributor number or letter	
登録番号 Registration number	
登録の種類 Type of record	
品名 Item name	
登録番号又は規格番号等 IMO number	
送り先 Name of addressee	
取扱い者の名前又は会社名 Name of supervisor	
荷渡し先 Place of delivery	

この表は危険物一覧表、危険物一覧表の内容に従うガイドラインに従って作成された。  
This form was developed in accordance with the guidelines for the development of the  
Inventory of Dangerous Materials.

添付資料  
Attachment:

記入者  
Prepared by

(印) ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

第一回 Part I					
障害物 (Hazardous materials) に含まれる荷物の構造と内容					
(a) 通常及び特殊方法					
No.	項目の記入欄 Description of part	荷物の性質 Nature of cargo	積出港 Port of loading	積荷 Cargo	備考 Remarks
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12	船舶用機器 and machinery				
No.	船舶用機器の種別 Classification of ship's equipment and machinery	荷物 Material	船内に設置 Port where installed	積荷 Cargo	備考 Remarks
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13	船舶用工具 Ship's stores				
No.	船舶用工具の種別 Classification of ship's stores	荷物 Material	船内に設置 Port where used	積荷 Cargo	備考 Remarks
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
(b) 船舶構造物 Structures of ship					
No.	船舶構造物の種別 Classification of structures of ship	荷物 Material	船内に設置 Port where used	積荷 Cargo	備考 Remarks
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

第二号様式（第六条関係）

第二号様式（第六条関係） 有 営 物 買 - 賃 物 庫 識 単 請 書 年 月 日	
氏名又は本員及び住所 登記に係る者にて その代表者の氏名	
国土交通省関係船舶の内賃簡化体の適切な実施に関する法律施行規則第6条の規定により、次のとおり申請します。	
船 名	船 号
船舶所有者の氏名又は 登記に係る者にて その代表者の氏名	
新物買 - 賃物の航路 の概要	
新物依存荷物買 - 賃 物の航路を受けようとする 港の概要	
船舶を乗組使航する場所 の概要を受けることとする 港の概要	
新物買 - 賃物の航路 の予定を受けようとする 港の概要	
備 言	

(注) 1. 用印の大きさは、日本郵便物語入附4欄で定めること。  
2. 氏名を記載し、押印することに代えて、電子化することができます。

第三号様式（第七条関係）

第三号様式（第七条関係） 有 営 物 買 - 賃 物 庫 識 単 請 書 年 月 日	
氏名又は本員及び住所 登記に係る者にて その代表者の氏名	
国土交通省関係船舶の内賃簡化体の適切な実施に関する法律施行規則第7条の規定により、次のとおり申請します。	
船 名	船 号
船舶所有者の氏名又は 登記に係る者にて その代表者の氏名	
船舶又は其係船	船舶多機能船航路別 番号
航 ト ン 級	船舶多機能船航路番号
建 造 日	船舶多機能船航路別 番号
新物買 - 賃物の航路 の概要	
新物買 - 賃物の航路 を受けようとする航路	
新物買 - 賃物の航路 を受けようとする航路	
備 言	

(注) 1. 用印の大きさは、日本郵便物語入附4欄で定めること。  
2. 船トントンの欄には、押印する場合はこの範囲に記入すること。  
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、電子化することができます。

第四号様式（第八条関係）

第四号様式（第八条関係） 材 料 申 言 書 MATERIAL DECLARATION				
提出者の氏名(略)				
提出者の登記番号 登記番号				
提出者の住所 住所				
提出者の電話番号 電話番号				
提出者の fax fax				
提出者の E-mail E-mail				
提出者の会員登録番号 会員登録番号				
・新品种別 Product category	品目名 Product name	数量 Quantity	単位 Unit	新品种別 Product category
機械 Machinery				機械 Machinery
工具 Tools				工具 Tools
備品 Accessories				備品 Accessories
消耗品 Consumables				消耗品 Consumables
消耗機器 Consumable equipment				消耗機器 Consumable equipment
・新品种別 Product category		数量 Quantity	単位 Unit	新品种別 Product category
機械 Machinery				機械 Machinery
工具 Tools				工具 Tools
備品 Accessories				備品 Accessories
消耗品 Consumables				消耗品 Consumables
消耗機器 Consumable equipment				消耗機器 Consumable equipment

(注) 1. 用印の大きさは、日本郵便物語入附4欄で定めること。  
2. 船トントンの欄には、押印する場合はこの範囲に記入すること。  
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、電子化することができます。

第五号様式（第八条関係）

第五号様式（第八条関係） 提出者確認書類 Supplier's Declaration of Correctly Air Material Declaration Management	
1. 提出者の氏名 提出者登記番号 提出者住所	
2. 提出者の名前 提出者登記番号 提出者住所	
3. 提出の文書 Document of the declaration	
4. 上記提出の文書は、次の文書に添付してござる。 The object of the declaration document that above is in conformity with the following documents. 文書番号 Document No. <input type="text"/> 期日 Date of issue <input type="text"/>	
5. その他 Additional information <input type="text"/>	
6. 以上記入内容の正確性を確認し、承認する旨を記載した者の氏名 Signed for and on behalf of <input type="text"/> (提出者登記番号) (place and date of issue)	
提出者登記番号 Supplier's registration number	(注) 1. (注) 2.



第八号様式（第十四条関係）

第九号様式（第十七条関係）

第十号様式（第十八条関係）

第十一号様式（第二十二条関係）

第八号様式(第10号様式)	
有寄賣一覽號總經理者有寄問期延長申請書	
年 月 日	
附	
凡て右に記載及び所 處に記入にあつては 不得手	
用	
上記交通費保証金の返済割合等の達成実績に関する法律施行規則第14条第4項の規定 により、次のとおり記載します。	
船名	航次番号
船舶所有者の社名は 船舶所有者の個人名 に記入する場合は、 個人にあつてはその代表 者の社名	
記載の番号	
記載の船舶種別	
運航予定	
備考	
(注) 1. 本申請書は、右記は法律規則第14条第4項の規定をなすことを 2. 本をもとめ、同行することにあらず、申立することができる。	

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第九号様式(第十七条の様式)	
支拂金額 買賣締結証券交付申請書	
年 月 日	
附	
氏名又は店名及び住所 登記番号(登記簿に記入 する代表者の名前)	
図示交通機関保険の再販売権化の道筋の実態に従事する法律施行規則第1項第1号の規定 による、改めてお読み願います。	
船 名	船舶番号
船舶所有者の名前 船舶及び運送に付ける 登記番号(登記簿に記入 する代表者の名前)	
船籍の 番 号	
船舶の 有効期間	
船舶の 交付 手	
両方を受けようとする場合	
備 考	

(B) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とすること。  
2 氏名を記載し、複印することに代えて、署名することができる。

第十号様式(第十九条規程)	
有資質者一覧表認証書番号申込書	
年 月 日	
記	
氏名又は法人名及び住所 法人に於ける名については その代表者の名前	
国土交通省監修の所長官印の再掲印化等の真正性を確認する法律施行規則第18条の規定により 提出する申込書に付す。	
和 名	和 翻 翻 申 号
船舶所有者の名前又は 船舶代理業者又は船舶 係員に於ける名については その代表者の名前	
証 書 の 番 号	
船舶を登録せし うる事項	
備 考	

(注) 1 用紙の大きさは、日本標準規格A4版とする。  
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(注) 1. 計算方法は、国際競争基準のものによる。  
2. 分割項目の名前が欄には、国土交通大臣が定める船舶の航路に伴い生ずる度量を記載すること。

(7)

第二部分

No.	Type of liquids	Name of machinery or equipment	Location	Approximate quantity	Remarks
-----	-----------------	--------------------------------	----------	----------------------	---------

1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000



(Signature of duly authorized official)

Mr.  
Place \_\_\_\_\_  
Date \_\_\_\_\_

(Signature)

第十五号様式（第三十一条関係）

第十五号様式（第三十一条関係）  
資源化解体準備証書交付申請書

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判4版とすること。  
2 総ト�数の欄には、法第2条第2項の規定による總ト�数を記載すること。  
3 氏名を記載し、押印することに代え、署名することができる。

第十六号様式（第三十三条関係）

第十六号様式（第三十三条関係）  
再資源化解体準備証書有効期間延長申請書

图1 文部省令第6号船の内賃船化形態の適正な実施に關する法律施行規則第33条第3項の規定  
（略）

第十一号式(第三十号各項用)	
再発配布権利証券等交付申請書	
年 月 日	
被請求	
氏名又は本名及び略称 法人に係るには社名又は その代表者の姓名	
図上文書登録権の権利化権利の正真正銘に関する法律施行規則第34条各項の規定 により、次のとおり申出します。	
和 文 名	和 舟 号
船舶所有者の氏名又は 名前及び住所並びに登記 登録の有無に付ける代 表者の氏名	
延 席 の 号 番	
延 席 の 登 記 標	
延 席 の 交 付 曜 日	
延 席 の 交 付 者	
再交付を乞うとする 理由	
備 考	
(注) 1. 国税印紙(1枚) 2. 日本船籍権利証明と同一	

(16) 1 用紙の大きさは、日本標準規格A4紙とする。  
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十八号様式(第三十一条各款)	
再審請求書類審査書兼申込書	
年 月 日	
四	
<p>氏名又は名称及び住所 登記番号又は登記記号又は 代理人の氏名又は名称</p> <p>國土交通省各機関船の再審理化等の公正な実現に関する法律施行規則第35条の規定によ り、次のとおり申します。</p>	
相 承 名	相 承 件
<p>被相手者の氏名又は 被相手者に代わる者 の氏名又は名称 又は代理人の氏 名又は名称</p>	
<p>相 承 の 案 号</p> <p>被相手者又は 被相手者に代わ る者又は代理人 の氏名又は名称 又は代理人の氏 名又は名称</p>	
<p>個 考</p>	
(註) 1. 用印の大きさは、日本郵便標準印例4枚どすること。	

(16) 1 用紙の大きさは、日本標準規格A4紙とする。  
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第十九号様式(第四十六条第一項)		(一)
立 入 檢 查 証		
	年	月
	姓	名
	年	月 日生
輸入の西海岸解体船の真正性及び隠匿する違法品 其の量及び(法規)法規等に定むるに於ける場所 並に輸出の方法を記載する事務所の名称 並に輸出の場所を記載する事務所の名称 並に輸出の場所を記載する事務所の名称		
國交省大臣印		
年	月	日
年	月	日
支拂済		
セシメテル所		

（六八）未だ、私たゞアーティストの「未だ」が、國立美術館の「未だ」である。三十一年の「未だ」は、その年に於ける「未だ」である。

9センチメー

（註）前記の「新規」は、新規の規範を示すもので、既存の規範を示すものではない。従つて、新規の規範が既存の規範と異なる場合、新規の規範が既存の規範を凌駕するものと見なされるべきである。

9 of

第二十号様式（第四十六条関係）

(四)

第二十一號樣式（第四十七條、附則第六條關係）

第二十一号様式（第四十七条、附則第六条関係）  
手 款 科 納 付 書

申請者の氏名又は  
名称及び住所

下記の申請について手数料を納付します。

#### 1. 申請事項

十二 俗語

文 哲

01 3

印 纸

(注) 1 用紙の大きさは、日本標準規格A4判4号とすること。  
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

Journal of Oral Rehabilitation 2013; 40(12): 937-944